

JAS法に基づく指示・公表の指針の運用改善等について

JAS 法に基づく指示・公表の指針の運用改善に関連して、通知を発出するとともに、本年 9 月の総務省による勧告に関連して、所要の改善措置を講ずることとしたので、お知らせします。

概要

1. 農林水産省においては、JAS 法の食品表示違反に関連して、地方農政局長等に「JAS 法に基づく指示・公表の指針の運用改善等について」（別添 1）を発出しました。この中で、

- (1) JAS 法の指針の運用改善を図る（別添 2 参照）
- (2) JAS 法違反に係る指導の件数の集計等を行い、定期的に公表することとしています。なお、(1) については、消費者庁と連名にて、都道府県に通知を発出しました（別添 3）。

2. また、本年 9 月の総務省による勧告に関連して、地方農政局長等に「食品表示に関する立入検査等について」（別添 4）を発出しました。この中で、

- (1) 地方農政局等が行う調査については任意調査ではなく、JAS 法に基づく立入検査を行うことを原則とする
- (2) 都道府県の協力要請等に対する対応については、地方農政局等が、事前に協力要請等の事実を都道府県からの文書等で明らかにしておく
- (3) 疑義情報等を把握した後の立入検査の実施等については、違反事業者の改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を適切に行う

こととしております。

<添付資料>

- ・ 別添 1 JAS 法に基づく指示・公表の指針の運用改善等について
- ・ 別添 2 「指示・公表の指針の運用改善」のポイント
- ・ 別添 3 JAS 法に基づく指示・公表の指針の運用改善について
- ・ 別添 4 食品表示に関する立入検査等について

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課

担当者：光吉

代表：03-3502-8111（内線 4489）

ダイヤルイン：03-6744-2414

FAX：03-3502-0594

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(別添1)

22消安第6388号

平成22年10月29日

地方農政局長等 あて

農林水産省消費・安全局長

JAS法に基づく指示・公表の指針の運用改善等について

農林水産省においては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の14第1項の規定に基づく指示等について、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針」（平成21年1月29日農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定。以下「指針」という。）に従っているところである。

指針の中では、指導を行う場合について、「品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方を講じている場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。」とされている。

他方、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかである等の場合であったとしても、食品表示が商品選択の拠りどころであることを考えれば、事実と異なる表示に基づいて購入した相手に対して、表示が誤りであったことを、違反事業者自ら伝えることは、表示の適正化を図る観点から重要である。

については、下記のとおり指針の運用改善等を講ずることとしたので、了知願うとともに、貴局管内の農政事務所に対しては、貴職よりこの旨を通知されたい。

記

1 指針の運用改善について

指針に規定されている指導の要件の一つである「直ちに改善方を講じている場合」の「改善方策」について、「表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っている」ことに加えて「事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、

店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供している」こととして解釈・運用すること。

2 指導件数等の公表について

本省等において、JAS法違反に係る指導の件数の集計等を行い、定期的に公表すること。

3 施行期日について

本運用改善については、平成23年1月1日から施行すること。

(別添2)

「指示・公表の指針の運用改善」のポイント

平成22年10月29日

- 1 JAS法に基づく表示違反については、
 - 「指示・公表」を基本として、
 - 常習性がなく過失による一時的なものであり、かつ、直ちに改善方策を講じている場合は「指導」。
- 2 この「指導」の取扱いのうち「直ちに改善方策を講じている場合」の「改善方策」について、平成23年1月1日から次のとおり運用。

表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること

〈新たに必要〉

十

事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供していること

お問い合わせ先

消費者庁食品表示課 担当者：平中、望月
直通03-3507-9222

農林水産省表示・規格課 担当者：三上
直通03-6744-2100

(別添3)

消食表第402号
22消安第6388号
平成22年10月29日

都道府県知事 へ

消費者庁次長

農林水産省消費・安全局長

JAS法に基づく指示・公表の指針の運用改善について

日頃から、食品表示の適正化の推進に御尽力いただき感謝します。

国においては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針」（平成21年1月29日農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定。以下「指針」という。）について、下記のとおり運用改善を講ずることとしました。

各都道府県におかれましても、都道府県域業者に対する指示・指導・公表については、本改善に沿った運用が行われますようお願いいたします。

以上、都道府県の自治事務への技術的助言として通知します。

なお、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく都道府県知事の自治事務について、地方自治法第252条の17の2第1項に規定する事務処理特例条例により、市町村が処理することとしている場合には、この旨を当該市町村に通知していただくようお願いいたします。

記

- 1 国においては、JAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示等について、

指針に従っているところです。

JAS法に基づく指示等については、全国的統一的な運用を行う観点から、各都道府県におかれても、指針に沿った運用を行われますよう、「JAS法に基づく指示・公表の指針の決定について」（平成21年1月29日付け20消安第10950号農林水産省消費・安全局長通知）を、都道府県の自治事務への技術的助言として通知したところであります。

- 2 指針の中では、指導を行う場合について「品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。」としています。

他方、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかである等の場合であったとしても、食品表示が商品選択の拠りどころであることを考えれば、事実と異なる表示に基づいて購入した相手に対して、表示が誤りであったことを、違反事業者自ら伝えることは、表示の適正化を図る観点から重要であります。

- 3 ついては、指針に規定されている指導の要件の一つである「直ちに改善方策を講じている場合」の「改善方策」について、「表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っている」ことに加えて「事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供している」こととして解釈・運用することとしました。

この運用改善については、平成23年1月1日から施行することとしました。

(別添4)

22消安第6389号

平成22年10月29日

地方農政局長等 あて

農林水産省消費・安全局長

食品表示に関する立入検査等について

平成22年9月3日、総務省は「食品表示に関する行政評価・監視—監視業務の適正化を中心として—の結果（勧告）」を行ったが、この中で、平成18年度及び19年度のデータによる調査に基づき、監視業務の適正化を図る観点から、①立入検査又は任意調査のいずれかを実施する判断基準の明確化、②国・地方の役割分担を踏まえた業務の実施等の必要性についての指摘がなされている。

総務省に対しては、平成23年3月4日までに「食品表示に関する行政評価・監視結果報告書—監視業務の適正化を中心として—」を参照の上適切な改善措置を講じた結果を報告することとされているが、この度、下記の改善措置を講ずることとしたので、貴局管内の食品表示担当職員への指導等の徹底を図られたい。

記

1 地方農政局等が行う立入検査について

地方農政局（地方農政事務所を含む。）、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の14の規定の施行に関連して巡回的な調査や疑義情報に基づく調査を行っているが、これらの調査については、立入検査官の身分証明書を提示し、同法に基づき行う立入検査によることを原則とすること。なお、日本農林規格に係る調査も同様とすること。

2 都道府県の協力要請等に対する対応について

地方農政局等が、都道府県からの協力要請等を踏まえて都道府県域業者に対する調査を実施するに当たっては、事前に、協力要請等の事実を都道府県からの文書等で明らかにしておくこと。

3 疑義情報等を把握した後の速やかな立入検査等の実施等について

- ① 疑義情報に基づいて行う立入検査等（都道府県からの協力要請等を踏まえて行う調査を含む。以下同じ。）について、地方農政局等、地方農政事務所及び地域課の各組織において、その開始から違反事業者の改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を適切に行うこと。
- ② ①の状況を地方農政事務所長は地方農政局長に、地方農政局等の長は消費・安全局長に定期的に報告し、報告を受けた組織は迅速な対応が確保されているか等を、点検すること。
- ③ 以上を通じて、疑義情報等の把握から立入検査等までの期間を極力短縮すること。なお、的確な立入検査等に必要な準備は適切に行うよう留意すること。

4 施行について

1から3までの規定は、平成23年1月1日より施行すること。